

南あわじ市発注工事の現場代理人の兼務について

(令和5年1月1日改正)

現場代理人の兼務について

工事現場への現場代理人の配置にあたり、次の要件①から⑥までの全てを満たす場合は、発注者の承認をもって、他の工事の現場代理人との兼務を認めることとします。

<要件>

- ①兼務する各工事が南あわじ市発注工事、兵庫県発注工事又は南あわじ市を構成員に含む一部事務組合^(※1)（以下単に「一部事務組合」という。）発注工事であること。^(※2)
- ②兼務可能な工事件数は、現場代理人1人につき合計で3件まで（兵庫県発注工事又は一部事務組合発注工事と兼務する場合は2件まで）とする。^(※3)
- ③兼務する各工事の工事箇所が南あわじ市内であること。
- ④兼務する各工事の当初請負金額が4,000万円未満であること。
- ⑤当該者は、営業所専任技術者及び他の工事で専任を要する主任技術者（監理技術者）でないこと。
- ⑥発注者とは常に携帯電話等で連絡をとれる体制が確保されるものとし、発注者が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能であること。

(※1) 淡路広域行政事務組合、淡路広域水道企業団、淡路広域消防事務組合など。

(※2) 兵庫県発注工事又は一部事務組合発注工事と兼務する場合は、当該発注機関が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること。

(※3) 災害復旧工事の兼務可能件数については、別途協議のうえ定めるものとする。

現場代理人の兼務に関する手続き等

1. 配置済：市工事 兼務：市工事の場合

- (1) 契約を締結する際に必要書類を発注担当課へ提出してください。
 - ・現場代理人の兼務申請書（兼承認書）（様式1）
- (2) 審査のうえ、承認書を通知します。

2. 配置済：市工事 兼務：県工事の場合

- (1) 市工事発注担当課に必要書類を提出してください。
 - ・現場代理人の兼務申請書（兼承認書）（様式1）
 - ・兵庫県発注工事の契約書写し
- (2) 審査のうえ、承認書を通知します。
- (3) 南あわじ市の承認を得てから兵庫県の定める手続きにより兵庫県へ現場代理人の兼務届を提出してください。
- (4) 兵庫県が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出してください。

3. 配置済：県工事 兼務：市工事の場合

- (1) 兵庫県の定める手続きにより兵庫県へ現場代理人兼務届を提出してください。
- (2) 兵庫県の承認を得てから市工事発注担当課に必要書類を提出してください。
 - ・現場代理人の兼務申請書（兼承認書）（様式1）
 - ・兵庫県発注工事の契約書写し
 - ・兵庫県が兼務を承認したことを証する書面の写し
- (3) 審査のうえ、承認書を通知します。

兼務している工事が竣工した場合等、現場代理人の兼務が必要なくなったときは、速やかに**契約継続中の工事**の発注者に「現場代理人の兼務解除届（様式2）」を提出してください。

その他

現場代理人が兼務する工事において、契約変更が生じたことにより、契約金額が4,000万円以上となった場合でも、引き続き現場代理人を兼務することができます。

適用開始

この取り扱いは、令和5年1月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う工事から適用することとしますが、既に契約している工事との兼務も可能です。

この特例措置は、発注者の承認（現場代理人兼務申請による）をもって、工事現場の運営・安全管理等に支障が無いと判断した場合にのみ適用するものです。

現場代理人の兼任に関するQ&A

Q1. 1件の工事請負金額が4,000万円未満との事だが、兼務工事請負金額の合計金額について上限はあるのか？

A1. ありません。

Q2. 監理技術者として配置された工事との兼務は可能か？

A2. できません。

Q3. 既に3件の工事について現場代理人の兼務承認を受けていたが、その内1件の工事が完了したため、新たに別工事の承認は受けられるのか？

A3. 可能ですが、当該工事検査が完了し、引き渡しを受けた後の承認となります。

Q4. 入札案件だけが対象か？随意契約（見積り合わせ）も対象になるのか？

A4. どちらも対象になります。

Q5. 令和5年1月1日時点で既に発注済みの建設工事も兼務の対象となるのか？

A5. なります。

Q6. 市発注工事のみ兼務の場合、どちらの担当課へ申請すればよいのか？

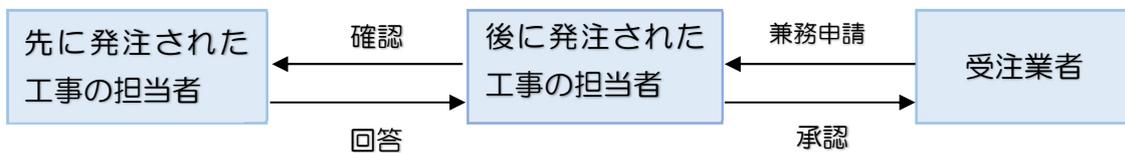
A6. ①既発注工事との兼務の場合

後に発注された工事の発注担当課へ申請してください。

②同日発注（入札）の工事との兼務の場合

請負金額が小さい工事の発注担当課へ申請してください。

①



②

